

近江八幡市議会基本条例の一部を改正する条例

(近江八幡市議会基本条例の一部改正)

第1条 近江八幡市議会基本条例(平成23年近江八幡市条例第1号)の一部を次のように改正する

目次中「第4条」を「第5条」に、「(第5条)」を「(第6条・第7条)」に、「第6条—第9条」を「第8条—第11条」に、「第10条」を「第12条」に、「(第11条)」を「(第13条)」に、「第12条—第15条」を「第14条—第18条」に、「第16条」を「第19条」に、「第17条—第19条」を「第20条—第22条」に、「第20条—第21条」を「第23条—第25条」に改める。

第1条中「議会に」を「二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会及び議員の果たすべき役割並びに責務を明らかにするとともに、議会に」に改める。

第2条第1項中「調査し、監視する」を「調査し、監視し、及び評価する」に改め、同条第2項中「により」を「に努め」に改め、同条に次の2項を加える。

6 議会は、意見書の提出、決議等により、国等への意思表示に努めるものとする。

7 議会は、合理的配慮等を要する議員に対しては、本人の意思を尊重し、適切な対応を講じることとし、多様な議会活動に努めるものとする。

第3条第4項中「議会活動」の次に「及び議員活動」を加える。

第21条を第25条とする。

第20条中「この条例との整合」を「この条例の趣旨を尊重し、整合」に改め、同条を第23条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(議会改革)

第24条 議会は、社会情勢の変化等により、新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応し、市民に開かれた議会を目指すため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

第9章中第19条を第22条とする。

第18条第2項中「議員定数と比較検討」を「議員定数等を多角的に検証し、検討」に改め、第9章中同条を第21条とする。

第17条に次の1項を加える。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定めるところによる。

第9章中第17条を第20条とし、第8章中第16条を第19条とし、第7章中第15条を第18条とする。

第14条中「情報機器等の充実」を「情報機器等を充実させるとともに、議員はそれらの活用」に改める。

第7章中第14条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術の活用)

第17条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、迅速な情報共有に資するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

2 議会は、自然災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により議員又は市長等が会議に参集することが困難なときは、議会活動を継続するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第2項中「市民からの要請に応じ」を「市民に対し」に改め、同条を第13条とする。

第5章中第10条を第12条とし、第4章中第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「議会は」の次に「、二元代表制のもと執行機関と独立かつ対等な関係であることから」を加え、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「(会議の公開)」に改め、同条第1項ただし中「この限り」を「、この限り」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第5条を第3章第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(市民参加の機会の充実)

第7条 議会は、活動に関する情報を積極的に市民に公表し、透明性を高めなければならない。

2 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見の把握を行い、政策提案の拡大を図るため、議会報告会、懇談会及び意見交換会(以下「報告会等」という。)

を開催する機会を確保し、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

3 報告会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第2章中第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(災害等の議会对応)

第4条 議会は、災害等の発生時において、議会機能を的確に維持するよう努めるものとする。

2 議会は、災害等の発生時の議会の行動基準に関し、別に定める近江八幡市議会業務継続計画に基づき行動するものとする。

第2条 近江八幡市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第5条に次の3項を加える。

3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行い、並びに必要に応じて会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るよう努めるものとする。

4 議会は、議会にいずれの会派にも属さない議員があるときは、各会派を代表する者で構成する会議等について当該議員に対し適切な配慮を行うものとする。

5 会派に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第19条第1項中「会派」の次に「又は議員」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において、別に議長が定める日から施行する。

提案理由

本条例は、市民に開かれた議会と市民参加の住民自治を推し進める議会を目指して、平成23年3月に制定された。制定後13年を経過し、条例第21条の規定による検証を行ってきた結果、新たに、災害時の議会对応及び情報通信技術の活用について規定するとともに、文言等の見直しを加えたため、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。